

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

令和2年2月12日（水）午後2時15分から午後4時まで

2 視察先及び視察事項

福岡県古賀市議会

「議会改革の取り組みについて」

（タブレット端末の活用、議会BCP、大学とのパートナーシップ協定締結について）

3 視察の目的

古賀市議会では、議会でのタブレット端末の活用、議会BCP、福岡女学院看護大学とのパートナーシップ協定を締結など、様々な議会改革を進められていることから、今後の議会運営の参考にするため視察を行った。

4 視察の概要

【概 要】

○古賀市議会の議会改革について

古賀市は1997年に単独で市制施行した。議会として、その前後に改革の模索が始まり、その後、2010年から議会運営委員会を中心に検討の着手ということで三重県議会などの視察に取り組んだ。議会基本条例とは一体どういうものだろうかということ調べ始めた。2011年5月以降、いよいよ改革を実現しようではないかということで取り組んだ。その後4年間で議会基本条例を施行し、議会報告会を初めて開催した。2015年5月以降は、定着、継続を図った。2019年5月以降は、引き続き、継続を進め始めたところである。

議会基本条例の施行にかかる経過として、2年間の検討期間に先進市視察、ワーキングチーム、市民アンケート、パブリックヒアリング、議員研修会、市民説明会などに取り組んだ。当初、特別委員会は1年間で予定していたが、合意形成の必要から2年かかった。2013年6月議会で、議会基本条例案を議員提案で提出し、賛成多数で可決した。条例可決後、議長の諮問機関である条例施行準備会を設置した。8カ月かけ、会議規則に自由討議のルールを盛り込む改正、議会報告会を行うための実施要綱、政策推進会議の要綱などの整備をした。2014年3月議会で、施行に向けた会議規則の改正案を議員から提出し、賛成全員で可決した。それ以降は、議会報告会開催に向けて議員全員が一体となって汗を流した。条例制定、施行に至る2年8カ月間というのは非常に重要だった。議会基本条例施行準備会は、8回開催し、その中で会議規則の改正、議会報告会実施要綱、政策推進会議運営要綱、議会全員協議会規程の検討を行った。会議規則などの法制事務は、事務局職員がチェックし、事務局から執行部の法制担当とも相談を行った。基本条例制定に至る議会規則の主な変更点は、自由討議、協議等の場、押しボタン式表決の運用にかかる規定であった。

○災害時の議会対応に関する主な経過について

2015年1月に政策推進会議で災害対応要綱と行動マニュアルを策定した。2017年6月に、災害発生時の時系列行動パターンと、災害発生時本会議運営マニュアルを策定し、全員協議会にて承認された。2018年7月6日には、本市で大雨災害が発生し、執行部の災害対策本部が設置されたことから、議会においても災害対策会議を設置した。2016年10月、議会運営委員会は滋賀県大津市議会の災害時の議会BCPを調査・研究した。資料の写真が、サバイバルローラーバッグといい、議員一人ひとりに与えられ、食料品など災害時に必要なものが入っている。また、折りたたみ式ヘルメットを議席に配置し、議会中に災害が起きたときにヘルメットを被り、身を守る配慮をしている。これらは、古賀市議会には一切準備がない。

災害後1カ月間の議員行動パターンを示したものである。議運の答申をもとに協議を重ね、議員全員協議会で了承した。特に、災害発生から3日間の動き方が重要と考える。また、災害発生時本会議運営マニュアルを定め、災害発生から、定例会告示1週間前から最終本会議までのパターンを想定しております。委員会付託や一般質問をどうするのか、会期はどうなるのか、市長の専決処分はどうなるかをパターンごとに予め決めておくことがポイントである。例えば、定例会が始まった後に災害が発生し、本会議の開催が不可能な場合、閉会予定日の17時を越えた時点で自然閉会となること。その後、市長による専決処分が可能となることなどを想定している。一般質問の前や途中で災害が発生した場合は、一般質問を省略することを予め決めようというものである。ここで、災害対応要綱と行動マニュアルを策定した。

政策推進会議は、運営要綱を策定している。所掌事務は、1政策課題の決定、2調査・研究の実施、3政策的条例案の制定、4市長に対する政策提言の報告としている。各会派の代表で役員会を組織している。役員会では、1政策課題の募集及び選定、2政策課題発表会の企画及び実施、3議会報告会を受けた政策課題の発意、4緊急性及び必要性が高いと役員会が認める政策課題の発意の4点を協議することとしている。なお、政策推進会議の設置根拠は、地方自治法第100条第12項の協議等の場としている。会議規則に、協議等の場の一つとして明記した。

○政策推進会議について

政策推進会議の実績として、2015年1月、災害が発生した時に議会はどう行動し対応すべきかを定めた要綱や、行動マニュアルを策定した。2017年2月には、議員全員によるバス乗車調査1,000件に近いアンケートをもとに、公共交通体系確立に向けた提言を市長に提出した。2018年6月には、防災基本条例の早期制定など、地域防災に関する提言を市長に手渡した。この3点がこれまでの実績である。

今年度は政策テーマの発表会を10月18日に行った。4つの会派と2人の議員が、併せて8つのテーマを発表した。政策推進会議の役員会、全体会にてテーマを絞り込んだ結果、今回の政策テーマは、「気象変動に対する対応」に決定した。その後、気象変動問題について研修会に着手した。昨年12月18日には環境省が作成した2100年の天気予報というDVDを議員全員で見た。気温上昇が進んだ場合、各都市の最高気温が40度を超すという将来予測をわかりやすく解説したものだ。今年1月20日には、長崎県壱

岐市のSDGs未来課の課長を講師に招き、研修会を開いた。岐阜市は国内最初に気候異常事態宣言を発した市である。地方自治体が気候変動問題に対してどう対応することができるのかを学んだ。この研修会には、副市長や市民部長など5人が、また、新宮町議会から7人の議員が参加した。政策推進会議は今後、気候変動問題の学習や、地方自治体や企業等の先進事例の調査を行いたいと思っている。また、古賀市としても既に地球温暖化対策を進めているので、その現状調査も必要だと思う。議員全員で学び、調べ、話し合い、どのような対策が有効で必要か、合意形成を図っていく。その結果、市長への政策提言、条例案の提出、都市宣言の決議など、具体的な手段についても話し合いを行う予定である。

○大学とのパートナーシップ協定について

古賀市には福岡女学院看護大学があり、看護師、保健師を養成している。この大学は既に古賀市と健康づくりで連携しており、公民館へ出かけて行って健康測定や、子どもたちへの健康教育などで協力している。全国市議会議長会の研究フォーラムで大津市議会が同志社大学や立命館大学とパートナーシップ協定を締結した先進事例が紹介された。それがヒントになり、古賀市議会と福岡女学院看護大学の間で相談を始めた。その結果、2015年2月にパートナーシップ協定を結ぶことができた。協定事項として、1健康づくりについての意見交換、研修の機会、2古賀市議会の政策形成能力の向上に関する事、3福岡女学院看護大学の教育・研究環境の充実に関する事、などを挙げた。協定に基づく取り組みとして、学生の議会インタビューを行っている。第1回の2015年5月27日、学生5人が来訪した。学生から、所属の委員会はどのように決めるのか、マニフェストを掲げて議員になっているはずだからそれを実行するために専門の委員会に入るのが当然ではないか、という問いに私たちもはっとした。今年は5回目で、2019年6月24日に実施した。学生3人が議会について研究したことを発表した。その後、2班に分かれて意見交換をした。保健師を目指す学生に、政治や議員を身近に感じてもらうよい機会になった。キャリア教育に議会として貢献できれば幸いである。また、2015年10月15日には、福岡県市議会議長会研修会で、看護大学の教授が記念講演を行った。健康寿命延伸の取り組みや、議会と大学のパートナーシップについて発信することができた。これらは、パートナーシップ協定に基づく効果的な取り組みといえる。

○タブレットの活用について

タブレットの活用については、議会は率先して取り組んできた。2013年7月には鹿児島県霧島市議会、2014年7月には神奈川県逗子市議会の先進事例を視察した。2014年9月議会では、議会運営委員会委員長が逗子市議会の視察報告を行い、執行部に対し、早期検討を提言した。現在、グーグルドライブを活用し、各種資料を電子データ化している。議会が先行しており、今後は執行部の協力が不可欠である。また、本会議並びに委員会にパソコンやタブレットの持ち込みを可としている。予算や決算、補正審査では既に活用している。なお、タブレットは議員個人で購入しているため、費用はかかっていない。

【質疑応答】

質疑： 防災士の資格をもっているのか。議会として何か防災に取り組んでいるのか。

応答： 防災士の資格は個人的に取得したものである。防災士として活動することはほとんどない。帽子については、議員互助会が作業服の上着と同時に導入した。

質疑： 常任委員会と政策推進会議の棲み分けはいかがか。

応答： 政策推進会議は議会基本条例を策定したときの一つの目玉である。これは、議員の発意や議会報告会で出た意見などを取り上げ、議員全員で取り組む趣旨である。常任委員会がテーマを決めることも十分可能であると思うが、やはり議会全体で取り組むことに意味があるという判断から取り上げることがある。これまでに公共交通を取り上げたことがあるが、古賀市にとっては長年続く課題であるため、所管の総務委員会ではなく議会全体で取り組んだ。また、政策推進会議は費用弁償が発生しない。議会の政策立案能力を高める、政策立案を促進する、という目的のために取り組んでいるのが大きな特徴である。

質疑： 政策推進会議では専門的知見の活用をしているのか。

応答： 議会基本条例には謳っていないが、災害に関し熊本県益城町の職員を講師に招いたり、福岡県朝倉市を訪問して調査をしたり、取り組んでいる。大学との協定を活かすところには至っていない。

質疑： 政策推進会議のテーマは、役員会で決めるのか。

応答： 趣旨は議員全員で協議する。役員会は政策課題の募集や選定、発表する場の準備をする。全体会で協議、確認をとることを重視する。

質疑： 発表されたテーマは各会派から出されるのか。

応答： 会派とは限らない。発表の単位は自由である。

質疑： テーマの期間はいかがか。1年毎か。

応答： 期間は決めていない。1年で終わる場合もあるし、年度をまたぐこともある。スケジュールに当てはめるより合意形成が大事である。

質疑： 災害対応要綱は条例による位置づけの予定があるか。

応答： 基本条例に盛り込むべきだという議論も現在起きていない。執行部の災害対策本部に正副議長、総務委員長が入っていたが、議会として議長が議会の災害対策会議を設置し、窓口を一本化するため、まず初めに要綱を定めた。基本条例に盛り込まないと支障があるという認識はない。

質疑： 地域公共交通のアンケートの予算はどのようにとったのか。

応答： 予算は一切なかった。市議会だよりに挟んで全戸配布した。市民が切手を貼った上で1000通近くの回答が寄せられた。

質疑： 地域公共交通について、どんな提言を出し、変化があったのか。

応答： アンケートでは、増便とルート見直しなど使いやすいもの、将来使いやすいものにしてほしい、という回答が多かった。提言としては、路線バスを維持しながら市民が利用しやすい、古賀市に合った体系を早急に実現されたい、という内容だった。年度末に提言をしたが、翌年度は減便になってしまった。

質疑： 議会版BCPを作っておいて良かったのはどんなことか。また、改善点は何か。

応答： 議会が開けなくなるような経験は、幸いなことにまだない。安否確認メールの返信

など、改善が必要と感じている。また、災害後に議会を招集された時には応じるよう、繰り返し確認する必要があるのではないか。

質疑： 大津市議会の事例から、一番参考にした部分はどこか。

応答： 災害対応要綱と行動マニュアルは大津市議会が策定したものと、南海トラフ地震を想定した大分市議会のものを取り入れた。

質疑： 災害時に議会のチェック機能を果たすため、執行部の専決処分に関する基準はあるか。

応答： 対応要綱では概ね一カ月で議会の機能が回復できると見込んでいるが、専決処分についての基準等はない。市長をトップとする災害対策本部を尊重し、できるだけ円滑に効果的に進むよう、環境を整えることが議会災害対策会議の主旨である。

質疑： 今までに初動体制等を敷いたことはあるか。

応答： 地震を想定した訓練を一度実施した。なかなか連絡がつかず、集合するまでに時間がかかった。また、18年7月に台風により市が対策本部を設置したのでそれに準じて議会の対策会議も招集した。市の対策本部とは事務局長が連絡をとりあい、議員が直接連絡をとることは慎んだ。

質疑： 議会基本条例の運用について、市長と議長が確認書を作っているが、契機になった出来事があったのか。

応答： 鹿児島県霧島市議会が交わっていたのでそれに倣った。反問が攻撃的、反撃的になることが往々としてあるのでは、ということで、論点・争点を明確にすることが趣旨であることを明らかにし、ルール化したものを書面で明確化したものである。

質疑： 自由討議は多くあるのか。

応答： 頻繁にあるわけでないが、討議の結果、付帯決議に結びついたこともある。

質疑： 災害時の議会閉会を定めた経緯を伺いたい。

応答： 大分市議会並びに大津市議会に倣ったものである。

質疑： 議場の書画カメラと大型モニターが用意されているが、著作権や肖像権はどのように対応しているか。

応答： 既存のものを使うのは控えるようにしている。自ら作った資料や、著作権保護に該当しないものを使う。

質疑： 予め議長が内容のチェックをすることはないか。

応答： 事前に議長に見せ、議員・執行部・傍聴用に印刷して配付する。配付資料は議員個人が準備する。

質疑： 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の研修があったようだが、どのように全員が参加する体制を整えたのか。

応答： 特別委員会を設置する時間的余裕がなかったので、議長判断でそれに代わるものとしての研修会という位置づけで開催した。

質疑： 閉会中の委員会活動や政策推進会議の開催はどのように調整しているか。

応答： 伝統的に閉会中委員会活動をしている。日程は常任委員会を優先している。政策推進会議は毎月連絡会を開いており、そこでなんとか調整している。常任委員会がテーマを決めて提言に結びつけるような活動をするのは今後の課題である。

5 所感

福岡県古賀市議会は、所沢市議会でもまだ制定していない議会BCP（業務継続計画）の策定、本市同様に市内大学との連携、タブレットの活用など先進的な取り組みを行っている。

古賀市議会では、議会基本条例制定に向けて2015年に政策推進会議全大会で、災害対応要項、行動マニュアル策定が了承され、2017年議員全員協議会で「議会版BCP」を策定した。実際に2018年7月6日に大雨災害時に、議会災害対策会を設置したところである。発災時から3日目までの初動期、4日目から7日目までの中期、8日目から1か月の後期において時系列で基本的行動パターンを決めているのが特徴である。また、本会議や委員会、一般質問の取り決めや専決処分のあり方についても規定し、議会が災害時等にどのように行動するかなどの本会議運営マニュアルも作成されている。

また、市内大学との連携では、古賀市内にある福岡女学院看護大との協定に基づき、学生からの議会インタビューを行っている。学生から、議会について率直に質疑をしてもらい議員が答える中で、議員活動を再認識させられる場面もあったとのことである。2015年10月15日には、福岡県市議会議長会研修会で、同大学の教授が記念講演の中で、古賀市議会とのパートナーシップについて言及するなど、着実に関係醸成が図られている。所沢市議会とはまた違った取り組みを行っており、私たちが結んでいる早稲田大学との連携のあり方においても参考になった。古賀市議会議員自ら説明をして頂き、多くの質疑の後視察を終え、実りある行政視察となった。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

令和2年2月13日（木）午前10時20分から正午まで

2 視察先及び視察事項

山口県下関市議会

「議会改革の取り組みについて」

（議決事件の項目について）

3 視察の目的

下関市議会では、議会改革度調査2017ランキング早稲田大学マニフェスト研調べに掲載の議会の特徴とされた議決事件として基本構想や基本計画に関する項目や市民憲章などに関する項目を取り込んだ目的や経緯を中心に、様々な議会改革を進められていることから、今後の議会運営の参考にするため視察を行った。

4 視察の概要

【概 要】

○議決事件の項目について

当初、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例で定めていたものは、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関することのみだった。議会基本条例立案に関する調査特別委員会において、積極的に議会の議決すべき事件を拡大するものとする旨の議会基本条例第11条を規定するに当たり、平成23年の自治法改正において基本構想に関する規定が削除され、法第96条第2項に基づき、各市の自主的な判断により、引き続き基本構想について議会の議決を経て策定することが可能となった。このことから市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく計画の策定変更又は廃止に関することについてはぜひ入れていこうということで、こちらを付け加えた。また市民が関心を持つ重大なテーマや市民憲章の制定又は改廃に関すること、姉妹都市又は友好都市の提携に関することを追加した。その後、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関することを追加した。当該条例に規定されている5つの事件以外に名誉市民の選定の同意について下関名誉市民条例に規定されている。

当初、追加事件を基本条例の条文に織り込むことを考えていたが、別条例で地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例があったので、この条文で追加することになり、基本条例の施行と同時に条例を改正して追加した。また、特別委員会で検討していく中で、他市では福祉基本計画、環境基本計画などの多くの計画を議決事件と定めているところもあったので、地域防災計画など重要なものについては入れた方がいいのではないかという意見もあり、基本条例制定に伴う調整事項を協議する議運で協議された結果、毎年1回は議会運営委員会で議決事件の見直しについて協議することを決定した。年1回見直すことが決定されたが、その後見直しの協議はしていない。

○これまでの議会改革の取り組みについて

これまで大きな議会改革に3度取り組んできた。最初は合併前の平成11年で地方分権が現実のものとなってきた時期だった。自治体に地方分権の推進に応じて自己責任・自己決定が求められているのだから、市議会もこれにふさわしい市議会になろうという当時の議長の提案を受けて、議会改革調査特別委員会を設置し、幾つかの案件について調査・研究し、その結果質問方法の一問一答方式への変更や、執行部の審議会等の委員からの撤退などを行った。2度目は平成21年で地方自治法の改正や地方制度調査会の動きに応じて、本市議会のあり方を調査してはどうかという議長からの発案があり、議会改革に関する調査特別委員会を設置して、議員の定数や報酬等について調査研究を行い、定数削減等を行った。3度目は平成24年に当時の議長が全国の市議会の状況を見て、議会基本条例を制定したいと要望し、議会基本条例立案に関する調査特別委員会を設置して、極めて短期間で成案を得ることができ、条例案を特別委員会から提出し、賛成多数で可決した。可決に伴い委員会条例や会議規則の改正等の必要な具体的作業を合わせて行った。

○正副議長の所信表明について

申し合わせによる正副議長の任期は、議長は2年、副議長は1年となっていたが、各党派会長会議において、議長から副議長の任期の延伸について提案があり、党派持ち帰りの協議の結果、副議長の任期を2年とすることを決定した。当該選挙については立候補制になっていて正副議長に立候補しようとする者は議員2名の推薦を付けた立候補届を選挙日の前日正午までに提出し、議会運営委員会で立候補者を確認している。立候補にあたっての所信表明は議長立候補者についてのみ行うこととし、所信表明は本会議場で開催する全員協議会で届け順に5分程度行うこととしている。傍聴、テレビモニターへの放映、インターネットライブ中継を行っているが、録画中継はしていない。当該選挙における立候補制は申し合わせに基づく事実行為であり、選挙法令に基づくものではないので、立候補届を提出していない議員への投票は可能であり、その投票は有効票として取り扱っている。

○市民と議会のつどいについて

議会基本条例第6条に基づき、市政の情報発信と議会活動報告を通じて、市民に開かれた議会、市民参加の議会を目指すために開催している。市内を12地区に分けて10月から11月にかけて年間3、4地区で開催している。4年の任期で市内を一巡できるように設定している。司会による開会宣言、主催者の挨拶、各常任委員会の報告、質疑応答、閉会の挨拶を1時間30分程度で行っている。全34議員が参加し、形式は市民と議員が対面するスクール形式で開催している。

女性や若者などより多くの市民に参加していただくための工夫が必要と参加者のアンケートで指摘されている。このことはかねてから課題として認識しており、若者を取り込むために大学・高校での開催を検討していた。選挙権年齢が18歳に引き下げられたことによる主権者教育の一環として市立高校で開催した。高齢者が多数を占め、参加者が固定されているので、質問の発言者もそのような人たちが主となり、市に対する要望合戦となっていたので対策を検討してきた。常任委員会ごとの関係団体との意見交換会の実施、ワー

ルドカフェ形式での開催、子育て世代にターゲットを絞り、出向いていくことが考えられたが、議会運営委員会委員長の発案により、各常任委員会で各委員会が掲げている活動方針に基づき関係団体とのつどいを実施することになった。

手法を変えて実施してみたが、これまでどおりだれでも参加できるつどいの開催の要望が市民から多くあった。今後の開催については後期の議会運営委員会への引き継ぎ事項として協議した結果、2019年度も各常任委員会での実施となった。

つどいの効果については市民から厳しい声もあるが、市民にとって日頃接する機会のない議会の活動を知る良い機会となっているのではないかと考えている。関係団体とのつどいにより得られる情報は貴重だとは思いますが、議会事務局としては全市民を対象としたつどいを開催してほしいと思っている。

○タブレット端末の導入について

平成29年12月定例会から試験導入し、議会側のみ本会議、委員会でのタブレット端末の持ち込みが可能となった。タブレット端末導入プロジェクトチームによって検討した結果、操作性の良さとセキュリティの高さからiPad Pro 10.5インチまたは12.9インチを推奨しており、ほとんどの議員がiPadを私費で購入している。その後、有料の会議システムの導入に向けて引き続きプロジェクトチームが検討し、富士ソフト株式会社のmoreNOTEと東京インタープレイ株式会社のSideBooksについてトライアルを実施して、プロジェクトチーム内でSideBooksに決定した。条件付き一般競争入札により業者を決定し、平成30年9月定例会から有料の会議システムを利用した議会運営を開始した。同定例会一般質問から議場内の2カ所のディスプレイに会議用システムに格納した資料を表示しながら質問する試行を開始した。令和元年6月定例会から、それまでは議場内2カ所での表示であったものを傍聴席に2カ所に設置しているディスプレイに表示し、合わせてライブ中継映像にも当該資料を映すことを開始した。また、それまで質問時におけるタブレットの使用を各会派1名に限定していたが、同定例会から全議員を対象にした。その結果平成30年3月定例会の個人質問での利用は2名だったが、6月定例会の一般質問での利用は10名、9月定例会の一般質問で13名、12月定例会の一般質問で12名が利用した。ペーパーレスの状況について、会議に必要で電子化しているものは、事務局が作成している議事日程、会期日程、議案付託表等である。質問通告一覧表についてはメモをする議員がいるために紙と併用している。ほかに紙と併用しているものは議案、議案参考資料、予算書、決算書である。委員会資料については各委員会での取り扱いがペーパーレスかまたは紙と併用か統一されていない。

○議会BCPの策定について

大規模災害等の緊急事態が発生した際の、市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、下関市議会業務継続計画（BCP）調査特別委員会を設置した。市が策定していた下関市業務継続計画と整合させる必要があったので、概要、発動要件、地域防災計画との関係を確認するための勉強会を防災危機管理課出席のもとで開催した。また議員研修会（演題：「自治体の防災対策と災害時における議会、議員の役割」、講師：跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科 鍵屋 一教授）や先進市議会視察（神

奈川県横浜市、横須賀市)を行うとともに、閉会中を中心に調査・研究を行い、定例会で委員長から調査結果を報告し、これを受けて、議長決済により下関市議会業務継続計画(BCP)を策定した。策定に伴い、議会基本条例第2条2として災害時における議会の対応を追加し、会議規則で規定する協議又は調整の場の下関市議会災害対策会議を追加した。改選に伴い、計画に基づいた発災時の行動を確認するための研修を実施した。災害用伝言ダイヤル(171)の体験も行った。議員・事務局の双方向の連絡体制が確立されていないので、LINE WORKSを使用して計画の検証を行い、ブラッシュアップすることを考えている。

【質疑応答】

質疑：市出資法人調査特別委員会の設置の理由はいかがか。廃止して常任委員会で取り扱うようになったのはなぜか。

応答：平成30年に廃止をしたが、平成31年に改めて設置した。第3セクターに議会が直接関与できないが、出資法人についても議会がチェックするために設置された。参考人制度を利用し、公社や法人の役員等を出席させ、決算、予算、業務の内容を聴取している。毎年特別委員会で扱う必要があるのかという意見があり、平成30年に常任委員会で取り扱うことを試行した。

質疑：議決事件の毎年の見直しについては消極的なのか。

応答：特に意見がないため現状の内容で不満はないと考える。

質疑：キッズルームや難聴者支援設備整備の背景はいかがか。

応答：本庁舎新館移転に当たり、各会派会長会議で女性と子供が入れる設備をつくってほしいとの意見があり、執行部との協議の結果、実現した。

質疑：定住自立圏構想推進要綱や連携中枢都市圏構想推進要綱は条例で規定しなくても、議会が議決すべき事件か。

応答：国の要綱で議決すべき事件に追加することが示されていたため。

質疑：市の計画については議決事項に含めていないのか。

応答：基本計画とで構成される計画は議決事件だが、細かな計画は議決の対象になっていない。

質疑：議会基本条例の見直しはどのようにしているか。

応答：改選後の議運で見直しを行っている。

質疑：政治倫理条例で影響を受けた議員はいるか。

応答：具体的にはないが、抑止効果はあるのではないかと考える。

質疑：調査をした事例はあるか。

応答：ない。

質疑：政務活動費収支報告書のホームページへの公表とは領収書を1枚ずつ公表しているのか。

応答：そのとおりである。

質疑：どのような経緯だったか。

応答：議論の記憶は特にはないが、全国的に公開する流れがあった。

質疑： 委員会のインターネット中継をするにあたって、1つの部屋をずっと使っているのか。

応答： 2つの部屋で委員会のインターネット中継が行っている。

質疑： 参考人招致をした場合にもインターネット中継をするのか。

応答： そのとおりである。参考人にはあらかじめその旨を伝えている。

質疑： 質問で資料を使う際に、肖像権や著作権についての基準はあるか。

応答： 試行の申し合わせの中で注意を促している。実際には徹底されてなく、議運の協議の引き継ぎ事項とする予定である。

質疑： 権利関係の使用基準を取りまとめる予定はあるか。

応答： タブレット端末のプロジェクトチームがタブレット端末利用に関する課題を検討している。最終的には本格稼働に向けて基準をつくることを考えている。

質疑： 法的なレクチャーは検討しているか。

応答： 専門的知見の活用は検討してないが、著作権セミナーに事務局職員を派遣した。

質疑： 市民と議会のつどいの参加者にばらつきがあるが、どのようなことに配慮して開催しているか。

応答： 参加者の固定化、高齢者が多く、若者が少ないことが懸念材料だったので、常任委員会単位での開催を試行したが、参加人数は減少した。

質疑： インターネット中継は市の職員が運用しているのか。

応答： そのとおりである。

質疑： もともとスキルを持った職員がいたのか。レクチャーを受けたのか。

応答： 中継事業開始当初から職員が運用していた。y o u t u b e での中継を開始する際に滋賀県守山市や愛知県犬山市などを視察した。たまたまITが得意な職員がいた。

質疑： タブレット端末の調達や通信費は政務活動費とできることとした経緯はいかがか。

応答： 端末の調達については当初公費で購入する考えもあった。自宅に持ち帰ることもあろうとのことで、政務活動費を充てられることとした。クラウドについては公費で契約している。

質疑： 議員控室にもw i - f i 環境は整っているか。

応答： 基本的には整っている。

質疑： 議会事務局職員の人数はいかがか。

応答： 15名で庶務課と議事課がある。

質疑： 議長選挙の状況はいかがか。

応答： 開会前に議場に集まって非公開の全員協議会を行い、所信表明をしている。その後開会し、議長選挙を行っている。

質疑： 形はそのようだが、裏で大体決まっているものか。

応答： 開かれた議会として、このような形をとっている。

質疑： 自民党系の会派が複数あった場合にガチンコなのか、または順番で回しているのか。

応答： 水面下の話は事務局にはわかりかねる。

質疑： 正副議長が同じ会派であることもあるか。

応答： 以前は別の会派とする申し合わせがあったようだ。現在は違うが一時期、同じ会派のこともあった。当時は10人以上が在籍する会派があったが、現在は最大で7人で、

会派の構成によっても状況が変わると思う。

5 所感

下関市議会では、議会基本条例制定を機に、総合計画をはじめ山口県中核都市構想など5件を議決事件としている。また、正副議長選挙の所信表明、本会議並びに委員会のインターネット中継、議会BCPの策定、政治倫理条例の改正なども行っている。

また、議会基本条例第11条に議決事件の拡大を規定し、積極的に議決事件を増やしている。所沢市議会同様、総合計画を始め、市民憲章、姉妹都市又は友好都市の提携に関する事、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏形成方針についても議決事件として追加している。二元代表制のもと意思決定機能と監視機能、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行う上で、議決事件の追加は改めて今後の課題であると感じた。

正副議長選挙の所信表明は、所沢市議会では行なわれていない。下関市議会では、市民から、どのように正副議長が決まるのか分かりにくいという声も聞かれているとのことで、本会議場での所信表明及び、その過程で2名の推薦人が必要ということで選挙を実施し、議会人事の透明性につながっているとのことであった。

本会議のインターネット中継は所沢市議会でも既に実施されているが、委員会中継は長いこと議論されているが実現していない。以前はU S T R E A Mが主流であったが、今ではY o u T u b eが主流となっていることがわかった。早稲田大学マニフェスト研究会のランキングでは、所沢市議会の情報共有というカテゴリーにおいて評価が著しく低く、その要因に委員会中継の未実施も含まれる。委員会中心主義の立場をとる所沢市議会として、その運用について改めて検討する必要性を感じた。

政治倫理条例の改正については、昨今議員によるハラスメントや公共事業の請負などが全国で問題となる中、本市議会でも課題の一つである。下関市議会では、自己若しくはその配偶者、また2親等以内の親族及び同居の親族が取締役等をしている法人等の場合、契約締結の辞退に努めることと明記されている。市民から信頼される議会としても、こうした改正が必要であると感じた。議会BCPについては前日の古賀市議会同様、多くの質疑が出たところである。本市議会の改善点に気付く貴重な機会となった。多くの質疑の後視察を終え、実りある行政視察となった。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

令和2年2月14日（金）午前9時50分から午前11時50分まで

2 視察先及び視察事項

山口県山陽小野田市議会

「議会改革の取り組みについて」

（議会のあり方調整特別委員会の検証結果および予算決算常任委員会について）

3 視察の目的

山陽小野田市議会では、議会のあり方調査特別委員会を設置し議員報酬などを検討されていることや、予算決算常任委員会を設置した効果的且つ効率的な委員会運営など、さまざまな議会改革を進められていることから、今後の議会運営の参考にするため視察を行なった。

4 視察の概要

【概 要】

○議会のあり方調整特別委員会の検証結果について

議会のあり方調査特別委員会の設置以前に議会機能向上特別委員会が設置されていた。そこでの議論を発展させて、議会のあり方調査特別委員会を設置した。委員会の取り組みにより議会機能の強化、情報発信・情報収集・市民参加の2点がかなり進められた。議員報酬、政務活動費、議員定数の3点については結論を出すのが難しいので、できることから議会改革を進めていった。

議会機能の強化については、監視機能のための取り組みとして年間2、3回議員研修会を行っている。先日は講師を招いて病院の現状と今後についての研修を行った。政策立案及び提言や政策立案サイクルなどを通じて政策立案機能を発揮している。情報発信・情報収集・市民参加については、予算書・決算書以外は全て傍聴者に配布している。委員会のインターネット中継も2つの委員会を同時にYouTubeでライブ中継できる。情報収集に関しては、自治会懇談会と市民懇談会を行っている。これは市民の求めに応じて、出向いて行って議会の活動を説明するものである。これまで給食センターの説明や支所や消防署の出張所の位置をどこにするかといった市民生活に身近な問題を取り扱ってきた。市議会モニターも採用しており、委員会中継の視聴や会議の傍聴をしてもらって文章で意見を提出してもらっている。議員定数についても検討してきていて、遅くとも議員任期1年前までに結論を出すこととしていた。以前に市長選挙に合わせて議員定数を20人以下することを問う住民投票が実施された。投票率が過半数に満たなかったため開票しなかった。住民投票で議員定数を変えようとするのは全国初であった。このような背景もあり検討した結果、一般会計予算決算常任委員会を除く常任委員会が3つあり、十分な審査に必要な委員数は7人か8人であることと、議長は中立の立場であるため常任委員会に所属しないことから、22人または25人の議員定数が考えられた。議会機能向上のためには

25人が理想だが、現状においては現在の定数や人口規模などを勘案し、22人が適当との結論になった。議員報酬・政務活動費については議員のみの議論ではなく、専門的知見や議員報酬審議会の意見を聞きながら取り組んでいるところである。また、先進市の視察や附属機関の設置を検討している。議長の任期は4年としている。以前は2年だったが、議会改革の先頭に立って、リーダーシップを発揮するためには2年で交代しないほうがよいと判断し、4年に改めた。

○予算決算常任委員会について

予算決算審査は紆余曲折を経て、反省や改善をして、現在の形となっていて、現在も完成形ではなく途中経過である。全員型も選抜型も行ったことがあり、半分の議員は予算審査、もう半分の議員は決算審査としたことも、予算審査も決算審査も同じメンバーで行ったこともある。また、3つの常任委員会から3人ずつの9人の選抜型としたこともある。議会のあり方調査特別委員会でどのような形が良いか議論した結果、選抜型だと委員でない議員から予算にかかわれないとの反発があったため全員型となった。各常任委員会と山口東京理科大学調査特別委員会をもとに分科会を構成している。

審査はまず全体会で執行部から統括説明を受けて、質疑を行う。次に各分科会で抽出した事業を中心に審査する。ここでは質疑のみとし、討論・採決は行わない。その後再度全体会を開き、分科会長報告と質疑・討論・採決を行う。それぞれの分科会で15ほどの事業を選定し、事業評価シートを用いて、それらの事業を中心に審査する。事業評価シートは執行部が用意しており、毎年改善を重ねている。決算審査をして、その結果が予算に反映されることが理想である。決算審査において、問題点のある事業等について分科会で自由討議を行い、合意形成が図れた意見を委員会へ分科会報告し、委員会で自由討議の上、付帯決議を行い、予算へ反映される流れを想定している。この流れは選抜型のころはうまくできていて、付帯決議ができていたが、現在の全員型になってからは分科会の意見を委員全員に伝えることが難しく、付帯決議に至らないことが課題となっている。

【質疑応答】

質疑： 分科会で審査する15ほどの事業はどのように選定しているのか。また選定されなかった事業の審査はどのようにしているのか。

応答： それぞれの分科会で事前に協議している。予算審査の時に選定した事業は、決算審査でも主に審査され、選定されなかった事業についても質疑できるようにしている。

質疑： 委員会中継のメリット・デメリットはいかがか。

応答： デメリットはないと考えている。議会をリアルタイムに自宅で楽しめることがメリットである。今までは議場に来なければ見られなかったものが伝えられるようになった。市民が議会を監視することができ、関心を持ってもらえると思う。

質疑： 委員会中継は編集したものを放映しているのか。

応答： 編集せずに放映している。発言の訂正等があっても編集せずにそのまま放映している。

質疑： 運用は事務局職員が行っているのか。レクチャーを受けたのか。

応答： 本会議中継を委託している業者にカメラやパソコンを設置してもらった。運用をしているのは職員である。

質疑： 録画中継についても編集はしないのか。

応答： 安価に、手間をかけないようにするため導入の際に編集しないことを決めた。

質疑： 病院についての議員研修会は昨年の厚労省の発表を受けてのものか。

応答： そのとおりである。研修会を受けて今後また委員会で活動している。

質疑： 市民懇談会は所沢市で言うところの議会報告会にあたるのか。出前講座にあたるのか。

応答： 市民から要請を受けて、広聴広報委員会がどの委員会がどのように対応することを決めている。市民懇談会で収集した意見を当該委員会と執行部で協議する。議会報告会は別に開催している。毎定例会後に年4回、6つの中学校区で開催している。

質疑： 市民懇談会は年に何回開催しているか。

応答： 過去にある施設の予算が全て削られた時には1年間で10回開催した。このような何か大きな問題があると回数がふえるが、何もなければ1年間で3回程度である。

質疑： 市民懇談会の要請は紙で提出するのか。広聴特別委員会が受け付けるのか。

応答： 様式を用意しているので、それを提出してもらっている。広聴特別委員会が受け付けて、担当する委員会が派遣される。

質疑： 市議会モニターは公募か、無作為抽出か。

応答： 公募で10名程度募集している。

質疑： ホームページだと現在8名とのことだが、2名は欠員か。

応答： そのとおりである。

質疑： 年齢構成や属性・背景はどのようなか。

応答： 45歳から70歳までの年齢層で、若者はいない。

質疑： 仕事をしながら市議会モニターを務めているのか。

応答： そのような方もいる。60歳以上の方が多く、8名中5名は退職されている方で、3名は働いている。男女比は7対1である。

質疑： 応募すれば無条件で着任できるのか。選考しているのか。

応答： 応募の際になぜ希望するのかを記述してもらっている。10名程度とし、大幅に超えるようであれば選考するが、現在はそのような事態にはなっていない。選考は行っていない。

質疑： 議会モニターの意見を取り入れた実績はあるか。

応答： 傍聴受付表を廃止した。意見には返答し、できる限り受け入れるようにしている。

質疑： 議会モニターの意見は公開しているか。

応答： ホームページで公開している。

質疑： 小規模土木の待機期間の短縮を求めた付帯決議の背景はいかがか。

応答： 自治会への補助金の順番待ちの期間が長かったという背景があった。

質疑： 自由討議はそれを通じて執行部に対して議会の意思を示すことが目的か。

応答： 質疑を繰り返す中で、賛成や反対ではなく共通の認識を持って一つになれそうな案件があった時に自由討議をして付帯決議を目指すものである。

質疑： 議会の意思として付帯決議を活用していくことは共有できているか。

応答： そのように考えているが、全員型で意見をまとめることは難しく、課題になっている。

質疑： 議員定数や議員報酬について自信を持って根拠を説明できるか。

応答： 3 常任委員会の各委員定数を 7 人とし、議長の数を加えて 22 人というのが根拠である。住民投票を実施した背景があり市民の理解を得るために、この人数にした。

質疑： 議員定数について市民は納得しているか。

応答： 住民投票以降は話題になっていないが、納得しているかはわからない。

質疑： 付帯決議は必ず予算へ反映されるのか。

応答： 議会としてはそのようにあつてほしいが、執行部がどう受け止めるかは把握できていない。

質疑： 付帯決議が予算へ反映された実績数はいかがか。

応答： 選抜型のころの決算時に 3 回付帯決議が提出されて、翌年の予算提案時に必ず回答があった。

質疑： 付帯決議は全会一致か。

応答： そのとおりである。自由討議で最大公約数を抽出している。

質疑： 議員報酬を当面の間 5 %削減とした背景は。

応答： 合併当初は財政状況と市民の意見が厳しかったこともあり、25 %削減としていた。その後 10 %削減とし、現在は 5 %削減としている。

質疑： 予算決算特別委員会を一般会計に限っているのはなぜか。

応答： 特別会計は 3 常任委員会で審査している。特別会計を予算決算特別委員会で審査するという議論はなかった。

質疑： 予算審査と決算審査と別の委員会をつくる考えはなかったか。

応答： 予算と決算は一体のものと考えている。分けて審査する発想はなかった。予算審査と決算審査を分けている所沢市のやり方には驚きである。

質疑： 委員改選の際に予算審査をした委員と決算審査をした委員が別となり、予算・決算一体の考え方に沿わないがいかがか。

応答： そうしたこともあるが、それでも予算と決算を同じメンバーで審査する考えである。

質疑： 決算審査は定例会中に行うのか。

応答： そのとおりである。

質疑： 1 年間で議会報告会の開催数の総数はいかがか。

応答： 毎定例会後に 6 会場で行っているので、1 年間で総計 24 回開催している。

質疑： 参加人数はいかがか。

応答： 前は 6 会場で 88 人だった。各会場 10 数名が参加している。

質疑： 議員は何人参加しているか。

応答： 1 会場につき 10 人。

質疑： 広聴特別委員会が企画しているのか。

応答： そのとおりである。

質疑： 政策討論会の開催の実績はいかがか。

応答： 6 回開催した。給食センター設立、人口、街づくりといったテーマで開催した。

質疑： 議会で議決すべき事件は何を定めているか。

応答： 総合計画である。

質疑： 議会基本条例に議会の議決事件を積極的に追加するとあるが検討しているか。

応答： 現在は総合計画のみとしている。

質疑： 否決や修正をした案件はあるか。

応答： 出張所の位置に関する案件を2度否決した。

質疑： 議会報告会はどのように行っているか。

応答： 以前は教室のように市民に座ってもらい、議員が前に出て説明をして、質疑応答をした。現在は幾つかのグループに分かれて市民に座ってもらい、議員が前に出て報告を行い、報告の後にグループごとに議員を配置して懇談するようにしている。テーマについてはなるべく市民に身近な問題を取り上げて、各委員会で報告するようにしている。参加者の固定が見られたが、改選を経て参加者の顔ぶれが変わった。広聴委員会は3人の参加者を連れてくるノルマがある。前回の88人の参加者のうち56人は議員からの声かけが参加のきっかけであったとのアンケート結果でした。参加者がまったくない時もあった。

質疑： 一般会計予算決算特別委員会は、付帯決議をするために選抜型に戻りたいか。または審査にかかわるために全員型を維持したいか。

応答： 現在の委員長としては、選抜型に戻して知識と能力がある議員が集まって審査したほうが良いと思っている。

質疑： 選抜型は何年設置していたか。

応答： 4年設置した。

質疑： 現在の全員型は設置されてから何年か。

応答： 2年である。

5 所感

山陽小野田市議会では、議会のあり方調査特別委員会では、議会機能の強化、情報発信・情報収集・市民参加、議員報酬・政務活動費・議員定数などを中心に議会がどうあるべきかを調査するため設置された。議会機能の強化では議員研修を年6回程度実施し政策立案につなげている。また、委員会中継の実施、市民10名から申し込みがあれば議会から市民のもとへ伺う市民懇談会の実施なども行っているとのことであった。

一般会計予算決算常任委員会では、当初選抜制で実施していたところ、予算決算常任委員会に所属していない議員が予算に関われないという意見から、現在は分科会方式で行われている。しかし、その結果付帯決議がまとまらず近年は付帯決議が出せないという弊害もあるとのことだった。

所沢市議会では、昨年の改選より選抜型の予算常任委員会を設置し、見直し作業を続けながら運用を続けている。山陽小野田市議会では、特別会計・事業会計予算は予算委員会ではなく所管委員会に負託していること、また決算についても予算を審議した委員で行っていることなど、今後の改善点として多くを学ぶことができた。

前日の下関市議会同様、委員会中継を実施しており、山陽小野田市議会では特に編集をすることなくそのままYouTubeに上げており、訂正発言等がある場合はそのまま中継することで問題はないとのことだった。議会事務局の負担も考慮すると編集の必

要性はないと感じた。また、この委員会中継の実施により早稲田大学マニフェスト研究会の情報共有の категорияにおいて評価が改善したとのことであった。改めて市民へ開かれた議会として、委員会中継の必要性を感じたところである。

議会改革が進む山陽小野田市議会であるが、本市議会同様、議会報告会の恒常化への課題、議員定数・報酬・政務活動費のあり方などに議論を重ね、真摯に取り組む姿勢に感銘を受けた。

山陽小野田市議会でも議員自ら説明をして下さり、多くの示唆を得て視察を終えることができ、実りある視察となった。